

森林経営管理制度の取組状況について

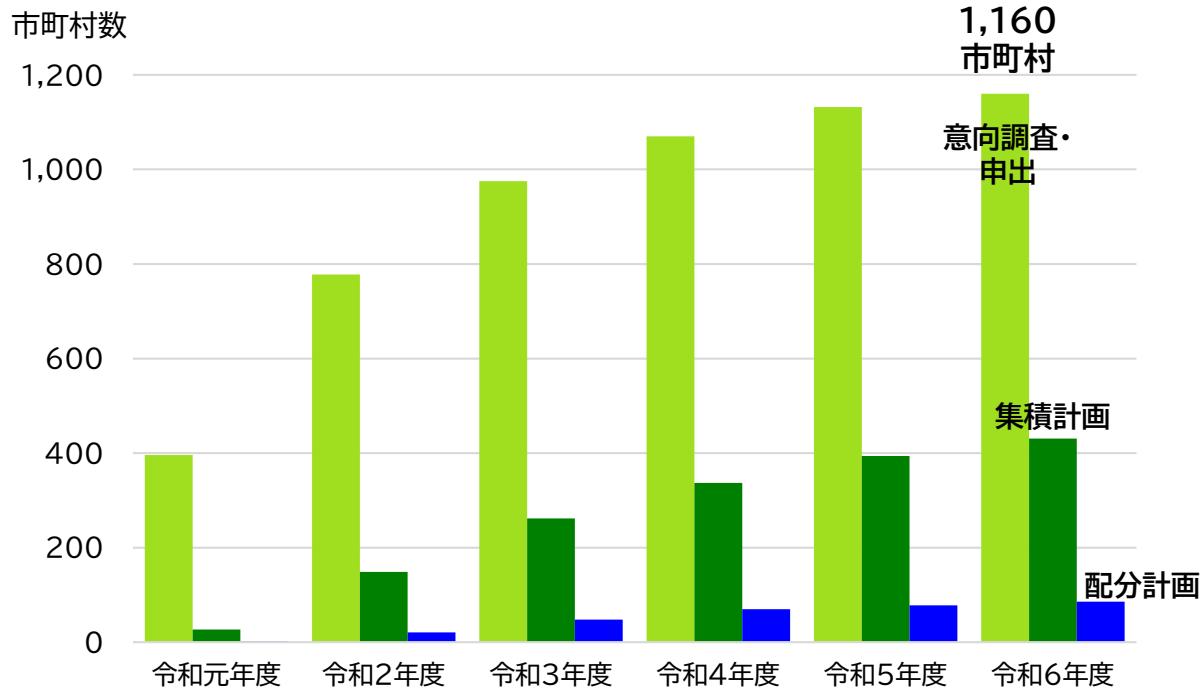
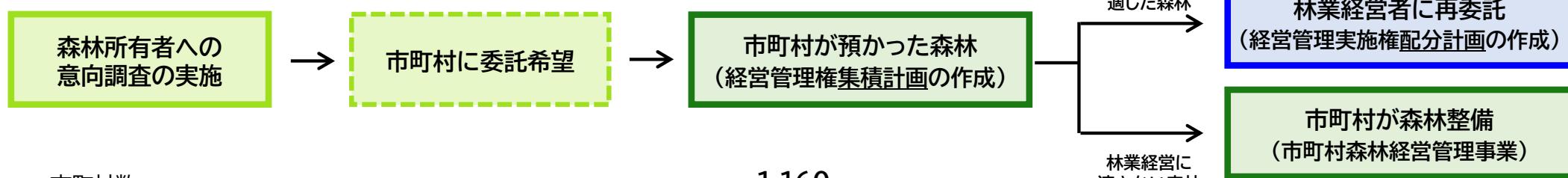
令和8年1月

林野庁

森林経営管理制度に取り組む市町村

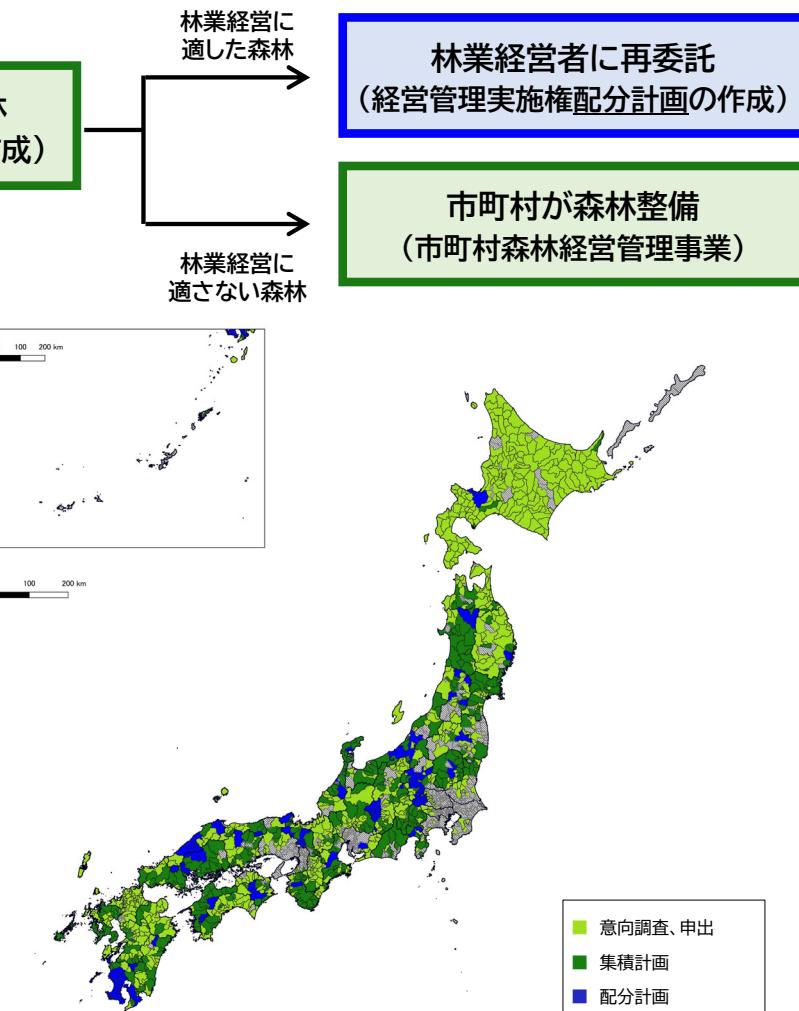
- 森林経営管理制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託または市町村が自ら管理を実施する制度。
- 制度開始から6年が経過する中、**1,160市町村**において取組を実施。

森林経営管理制度の取組の流れ



注1)各年度末までに、各取組(意向調査・申出、集積計画の作成、配分計画の作成)を実施した市町村数を累積で集計
注2)調査対象市町村(令和6年度)は、農林業センサス2020において私人工林がある市町村(1578)

森林経営管理制度に取り組む市町村数

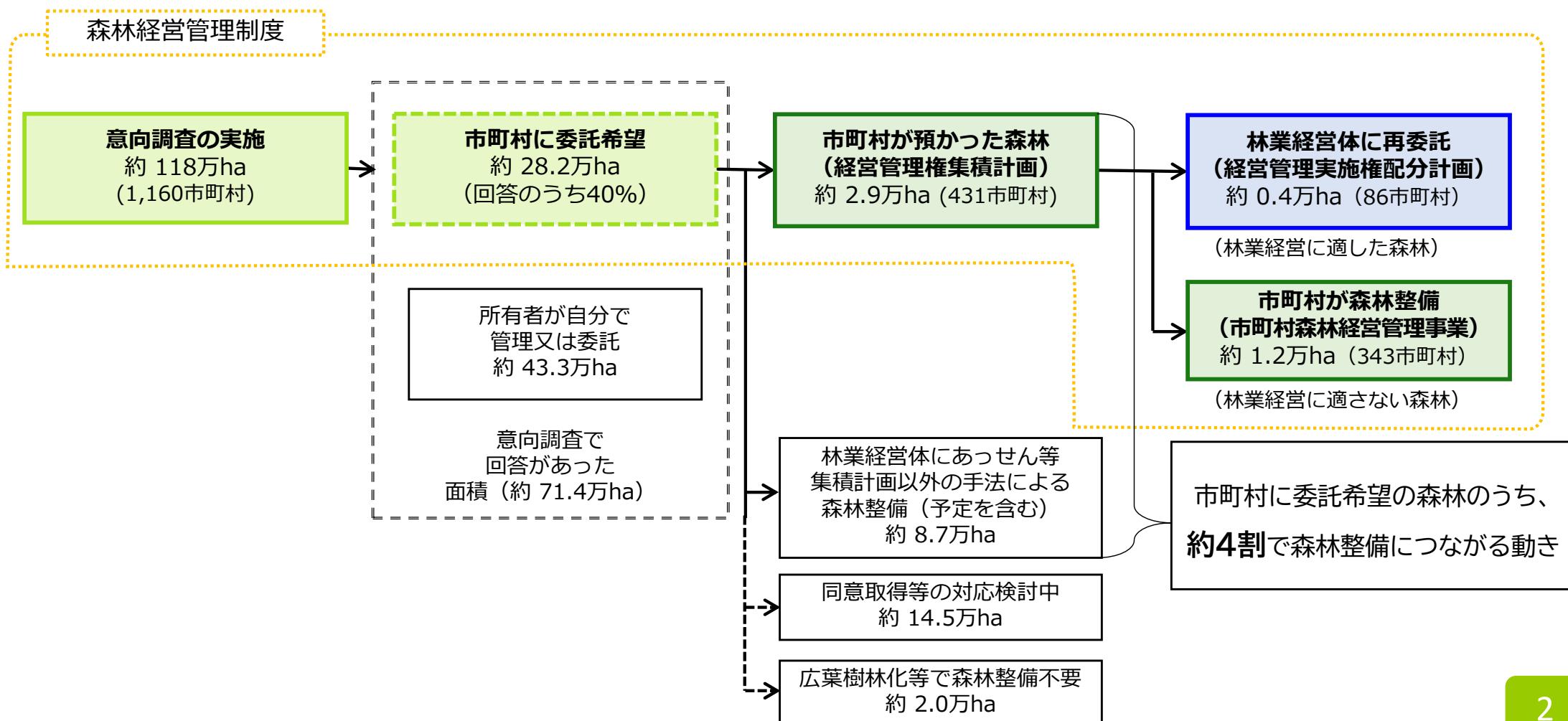


森林経営管理制度の取組状況(全国図)

森林経営管理制度等による森林整備の推進

- 意向調査は、制度開始から6年間で約118万haを実施。
- 回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、こうした森林について市町村による森林整備のほか、林業経営体へのあっせん等も活用しながら森林整備につなげており、未整備森林の解消に貢献。

■令和6年度までの取組状況



森林経営管理制度による森林整備の取組事例

市町村森林経営管理事業

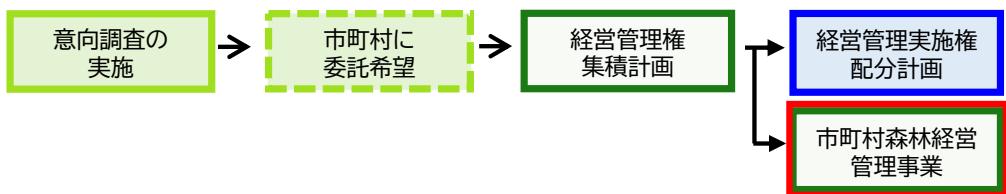
うえだし
長野県上田市

- 上田市では、防災・減災を主な目的として、これまで施業履歴がなく管理されていない森林を針広混交林へ誘導するため、森林経営管理制度を活用。
- 市町村森林経営管理事業で、除伐や間伐を実施する方針。
- ハザードマップで警戒区域等が設定され、集落等の保全対象がある地域において、令和5年度までに意向調査及び地元説明会を進め、令和6年度に約22haの集積計画を作成し、そのうち約6haの間伐を実施。



<間伐前>

<間伐後>



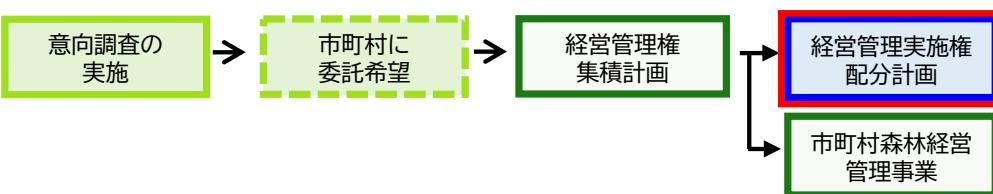
経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林

やまがたし
山形県山形市

- 山形市では、施業履歴のない私有林人工林について、林業経営に適した森林は林業経営体へ再委託し、林業経営に適さない森林等は市による森林整備を行う方針。
- 市、県、林業関係者等で構成される「山形市森林経営管理推進会議」を開催し、事業を進める上での課題や検討事項について関係者間で協議。
- これまで約61haの配分計画を作成し林業経営体へ再委託。
- 令和6年度においては、主伐・再造林を約2ha実施。



<再造林後の状況>



所有者不明森林等に係る特例措置

- 森林経営管理法では所有者不明森林等について、探索・公告等の一定の手続を経ることで市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置。
- 令和7年12月末までに、12市町で13件で特例措置を活用(手続き中を含む)。

【特例の概要】

共有者不明森林の特例

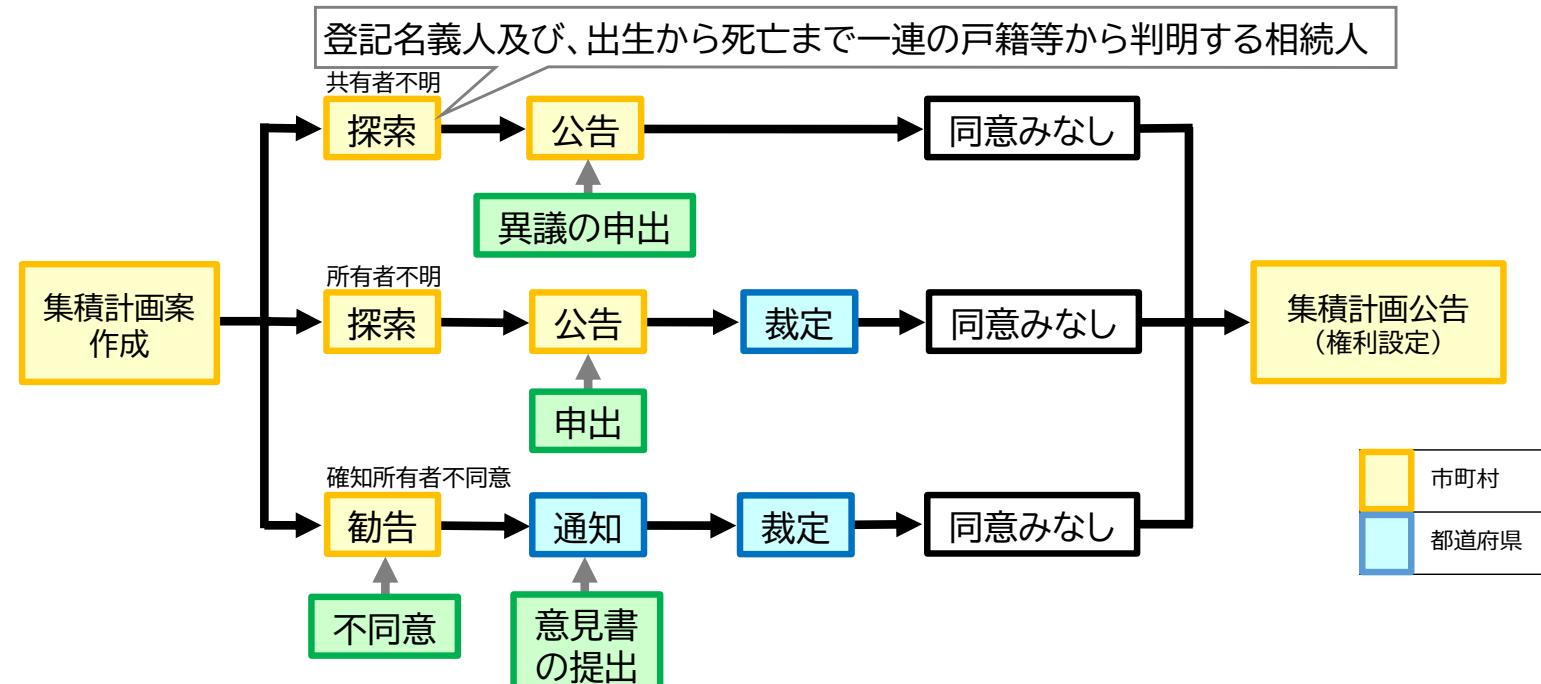
- 森林所有者の一部が不明
- 知れている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- 森林所有者全員が不明

確知所有者不同意森林の特例

- 森林所有者の一部又は全員が不同意



令和6年度までの取組状況

- 探索に取り組んだ市町村 173市町村
 - 探索を行った所有者等 約14,000人
約 7,500ha
 - うち判明した所有者等 約 7,500人
約 4,200ha
- ※令和6年度末までに判明した所有者等の実績

特例措置の活用件数 (手続き中を含む) 12市町(13件) 令和7年12月末時点

- ・共有者不明森林 8件 : 鳥取県若桜町 (R3.10)、京都府綾部市 (R5.4)、北海道千歳市 (R5.7)、群馬県甘楽町 (R5.9)、長崎県波佐見町 (R5.12)、石川県白山市 (R6.12)、宮城県大崎市(手続中)、静岡県伊豆の国市(手續中)
- ・所有者不明森林 4件 : 青森県三戸町 (R5.12)、群馬県中之条町 (R7.2)、愛知県設楽町 (R7.7)、北海道苫小牧市(R7.9)
- ・確知所有者不同意森林 1件 : 京都府綾部市 (R5.4)

※()内は経営管理権の設定時期

所有者不明森林等に係る特例措置の取組事例

共有者不明森林の特例

おおさきし

<宮城県大崎市>

- 大崎市では、意向調査の結果をとりまとめ、手入れ不足で荒廃している森林について、経営管理権集積計画を作成し、市町村森林経営管理事業を実施する方針。
- 約0.14haのスギ人工林について、登記簿上の所有者2名のうち1名の相続人の一部が不明であることが判明。
- 共有者不明森林の特例を活用するため、令和7年2月に集積計画案の公告を開始。
- 経営管理権の設定後は、周辺の集積計画を作成済みの森林(約8ha)とあわせて、除伐・間伐を実施し、複層林化を図る予定。



■ 集積計画作成済み森林(約8.41ha)
□ 共有者不明森林(約0.14ha)

所有者不明森林の特例

とまこまいし

<北海道苫小牧市>

- 苫小牧市では、小面積で売買され森林整備が行われていない森林が多いことから、林業経営の効率化や管理の適正化が図られる見込みのある一体的な森林を対象にモデル地区を設定し、令和4年度から意向調査を実施。
- 林業経営に適した森林は、森林経営計画による森林整備を推進し、林業経営に適さない森林は、市町村森林経営管理事業を実施する方針。
- モデル地区のうち約0.17haの森林が所有者不明であり、将来的に倒木被害が発生するおそれがあることから、整備の必要性があると判断し、令和7年1月に所有者不明森林の特例を活用し、令和7年9月に経営管理権を設定。
- 周辺の森林と一体的に危険木の伐採も含めた間伐を実施し、健全な林分の育成を目指す。



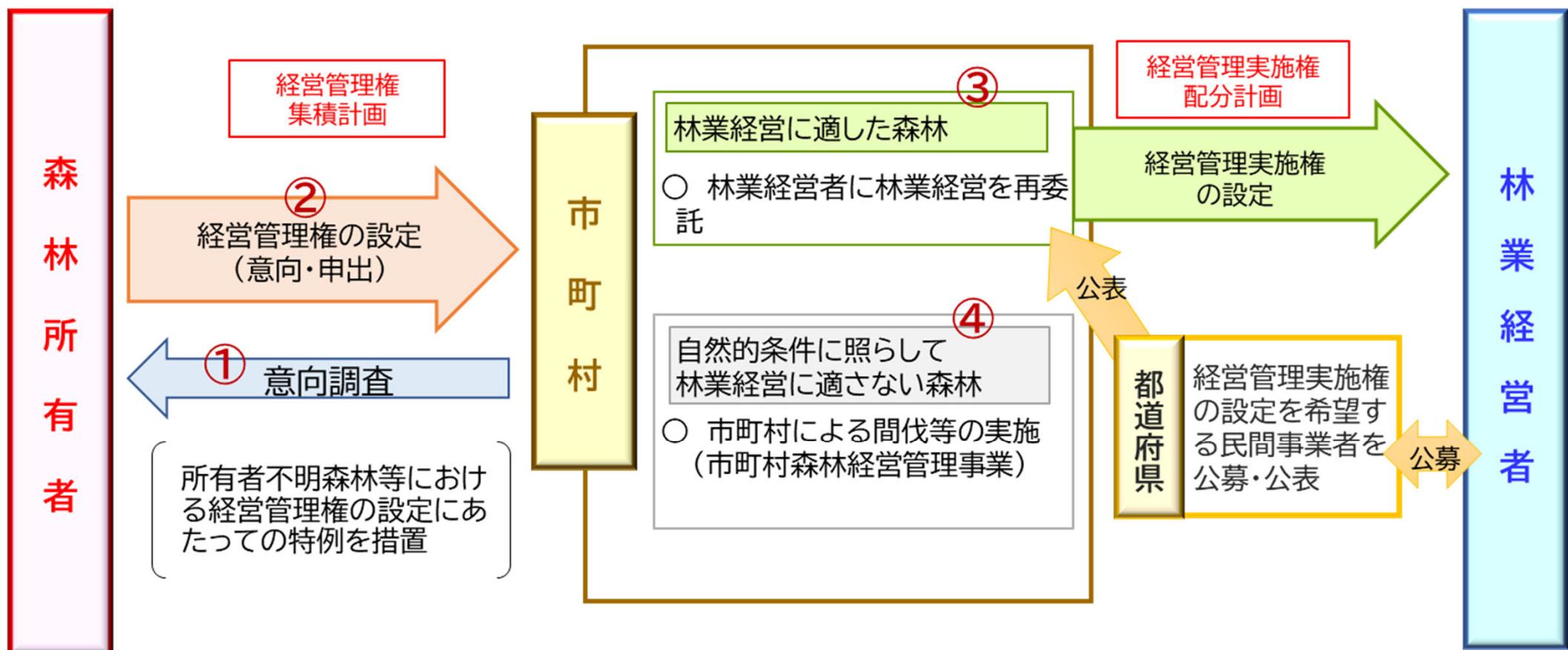
<倒木等が発生している状況>



<位置図>

【参考】森林経営管理制度の取組の流れ

- ① 市町村が森林所有者に意向調査を実施
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



【参考】森林経営管理法の改正について

- 令和7年5月に森林経営管理法を改正(令和8年4月1日施行)。
- 市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設、経営管理権の設定における手続要件等を緩和。
- 現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを措置。

■ 改正の2つの柱

市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成



本改正内容は令和8年4月1日から施行